

熊本県地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要項

(通則)

第1条 知事は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国要綱」という。）第3条第2項に規定する脱炭素先行地域づくり事業を推進するため、予算の範囲内において熊本県地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、国要綱及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国要領」という。）第2の交付対象事業のうち、国要綱第10条第1項に定める熊本県が作成した地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下「県計画」という。）に定める事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、県計画に定める事業を実施する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

(1) 既に納期が到達している県税の未納滞納者

(2) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

- (8) (7) の場合を除き、(2) から (6) までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、知事が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者
- (9) 公序良俗に反する活動を行う者、その他知事が適当でないとする者
- (10) 国又は地方公共団体等

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要領別表第1から第3に定める交付対象事業費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の補助率は国要領別紙1に定める交付率のとおりとする。ただし、国要領別紙1（ア）太陽光発電設備に定めるソーラーカーポートを導入する場合は、表1のとおりとする。
- 3 知事は、予算の範囲内において、前項に定めた補助率等を減じることができる。

(表1)

補助対象経費	補助率等
太陽光発電設備及びそれに付随する工事費等	本条第1項（国要領別紙1）のとおり
カーポート及びそれに付随する工事費等	定額 3万円／kW 以内 (国要領別紙1に定める補助率を越えないこと)

(交付申請等)

第6条 県規則第3条第1項の申請書の様式は、第1号様式によるものとし、事業着手の30日前までに、必要書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、次の場合はその限りではない。

- (1) 2か年度以上に渡る事業を実施する場合で、2年度目以降の各年度に係る申請
- (2) 知事が認める場合
- 2 前項第1号において、2か年度以上に渡る事業を実施する場合、2年度目以降の各年度に実施する事業の補助対象経費分に係る部分を、原則各年度当初に申請するものとする。
- 3 2か年度以上に渡る事業において、計画初年度に補助対象事業費の支出が無いが事業に着手する必要がある場合は、本条第1項の規定に関わらず、実施計画承認申請書（第21号様式）を提出し、第23号様式により実施計画の承認を受けるものとする。

4 本条第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 実施設計書(工事を施工する場合に限る)(様式不問)
- (4) 導入する設備の仕様書及び二酸化炭素排出量削減効果の算定資料等
- (5) 補助対象者の納税証明書(法人県民税の納税証明書。交付申請書の提出前3か月以内に取得かつ発行できる最新年度のもの。)又はその写し
- (6) 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)
- (7) その他事業の内容等を確認するために必要な資料

5 この要項における事業着手の定義は、事業計画書に定める施設の整備等の契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方とする。

6 補助対象者は、本条第1項の申請をするにあたって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年第108号)に規定する仕入れに係る消費税税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額した額で申請しなければならない。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付の条件は、県規則第5条第1項に掲げるもののほか、次に定める事項のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、適正な管理運営に努めること。
- (3) 補助対象者は、補助事業の完了によって相当の収益が生じる場合は、知事からの指示に応じて補助金の全部又は一部に相当する金額について、納付すること。
- (4) 補助対象者は、本県が行う、補助事業により導入した設備に係る使用状況、電力使用量及びその他必要な事項に関する調査に協力すること。
- (5) 補助対象者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本県が主導して設立する(仮称)地域エネルギー会社等との間で、再エネ電力購入に係る契約を締結すること。ただし、補助対象者が、需要家に電力を供給する事業者の場合、需要家が当該契約を締結すること。(国要領別紙1の2. ア(ア) e 及び f に定める太陽光発電設備を PPA 又はリース契約で導入する場合等)

(補助金交付決定及び不交付の通知)

第8条 県規則第6条の規定による交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。（不交付の場合は、補助金不交付決定通知書（第6号様式））

- 2 知事は、補助金の交付の決定にあたって、第6条第6項の規定により補助金に係る仕入れに係る消費税額等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、交付申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額については、第15条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事業の着手)

第9条 補助対象者は、補助事業に着手する場合は、原則として、第8条の規定による補助金交付決定通知後に行うものとし、当該着手の日から10日以内に、事業着手届（第7号様式）を知事に提出するものとする。ただし、第6条第3項による承認を受けた場合及びやむを得ない事由により知事が必要と認める場合は、補助金交付決定前においても着手を可能とする。

- 2 前項の規定のとおり、交付申請後、やむを得ない事由により補助金交付決定通知前に着手する必要がある場合は、交付決定前事業着手届(第8号様式)を知事に提出するものとする。

(変更申請が必要となる変更事由等)

第10条 県規則第7条第1項の別に定める変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定額を変更しようとするとき
- (2) 交付決定を受けた事業計画書に、補助事業を新たに追加しようとするとき
- (3) 補助事業を全部もしくは一部中止し、又は廃止しようとするとき

- 2 県規則第7条第1項の変更申請書の様式は第9号様式によるものとし、同項の事業変更計画書の様式は第10号様式によるものとする。

- 3 県規則第7条第3項において準用する県規則第6条の規定による変更の承認及び変更決定の通知は、補助金の交付決定額の変更を必要としないときは変更承認通知書（第11号様式）により、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは変更交付決定通知書（第12号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 県規則第8条第1項の別に定める期日は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過する日までとする。ただし、知事が特に必要と認める場合に

は、この期日を繰り上げることができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 県規則第9条、第10条、第17条、第18条、第19条、第20条及び第20条の2によるものとする。

(状況報告)

第13条 県規則第11条の規定による報告は、状況報告書（様式不問）により行うものとする。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第14条 県規則第13条の補助事業等実績報告書の様式は、第13号様式によるものとし、次に掲げる書類に必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業等実績報告書（第14号様式）

(2) 収支精算書（第15号様式）

2 前項に規定する必要書類は次のとおりとする。なお、工事等の実施を伴わない補助事業についてはこの限りでない。

(1) 補助事業に係る工事請負契約書又はこれにかわる書類等の写し、領収書等の写し（補助対象者が補助事業に係る費用を負担したことを証する書類）及びその内訳を示すもの

(2) 工事等完成図面

(3) 工事等完成写真

(4) その他知事が必要と認める書類

3 本条第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は補助事業完了後10日以内又は補助金交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定の通知)

第15条 県規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書（第16号様式）により行うものとする。

(交付請求書等の様式等)

第16条 県規則第16条第1項の請求書の様式は、第17号様式（補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、第18号様式）によるものとする。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助対象者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、第19号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の処分の制限期間)

第18条 財産処分の承認を受ける場合は、あらかじめ第20号様式により知事に報告しなければならない。

2 県規則第21条第2項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第19条 県規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(雑則)

第20条 この要項に記載のない事項については、国要綱、国要領及び県規則によることとし、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年(2024年)8月23日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年(2025年)3月13日から施行する。